規則九―五四（住居手当）	第五条第一項の住居届	（略）	（略）	（略）
	第六条第二項の住居手当認定簿	（略）	（略）	（略）
（略）				
規則九―一二一（広域異動手当）	第八条第二項の住居等を明らかにする書類	確認に係る要件を具備しなくなった日	（略）	（略）
三～二十　（略）				
備考				
一～三　（略）				

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第四条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―五四（住居手当）の項及び規則九―一四六の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の二の表規則九―五四（住居手当）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一三九

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後				
規則九―五四（住居手当）	第五条第一項（規則九―一四六（令和元年改正法附則第三条の規定による住居手当）第五条において準用する場合を含む。）の住居届	（略）	（略）	（略）
	第六条第二項（規則九―一四六第五条において準用する場合を含む。）の住居手当認定簿	（略）	（略）	（略）
（略）				
規則九―一二一（広域異動手当）	第八条第二項の住居等を明らかにする書類	確認に係る要件を具備しなくなった日	五年	（略）
規則九―一四六	第二条第三号の協議に関する文書等	支給要件を具備しなくなった日	五年一月	（略）
三～二十　（略）				
備考				
一～三　（略）				

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
香川県	高松市庵治町六〇三四の一	国立療養所大島青松園	一級地
（略）	（略）	（略）	（略）

備考１・２　（略）

改正前				
規則九―五四（住居手当）	第五条第一項（規則九―一四六（令和元年改正法附則第三条の規定による住居手当）第五条において準用する場合を含む。）の住居届	（略）	（略）	（略）
	第六条第二項（規則九―一四六第五条において準用する場合を含む。）の住居手当認定簿	（略）	（略）	（略）
（略）				
規則九―一二一（広域異動手当）	第八条第二項の住居等を明らかにする書類	確認に係る要件を具備しなくなった日	五年	（略）
規則九―一四六	第二条第三号の協議に関する文書等	支給要件を具備しなくなった日	五年一月	（略）
三～二十　（略）				
備考				
一～三　（略）				

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
香川県	高松市庵治町六〇三四の一	国立療養所大島青松園	一級地
愛媛県	四国中央市金砂町小川山乙一六二三の一	四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所柳瀬ダム管理支所	一級地
（略）	（略）	（略）	（略）

備考１・２　（略）